

返還保証書の記入例と「資産等に関する証明書類」一覧

当該人物（連帯保証人もしくは保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係（続柄）」が返還誓約書と一致するように記入してください。

令和×年 4 月 1 日

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書を提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

氏名 **奨学 五郎** (② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)

生年月日 **昭和×年 4 月 25 日** 生 (① 当該人物の生年月日を入力)

奨学生本人との関係 **祖父** (③ 続柄を入力)

五郎 奨学

1. 奨学生氏名 奨学 太郎 (④ 奨学生本人の氏名を記入)	2. 奨学生番号 6XX 04 000000 (⑤ 奨学生番号を記入)	3. 奨学生生年月日 平成×年 11 月 11 日 (⑥ 奨学生本人の生年月日を入力)
---	--	--

区分	金額	認定基準及び証明書類 (すべてコピー可)
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	322 万円	年間収入金額が320万円以上 ※年金は給与として扱います。 源泉徴収票 (直近のもの) ・所得証明書 (直近のもの) ・年金振込通知書、年金請求通知書 (注) ※社会保険料の滞りがないこと。
II 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円	確定申告書 (直近のもの) 等 ※電子申告の場合は、確定申告書に「受信結果(受信通知:「メール詳細」画面)又は即時通知」を添付
III 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円	預貯金・不動産 (評価額) 等の合計額が貸与予定総額 (返還残額) (保証人は貸与予定総額 (返還残額) の2分の1) 以上 【預貯金額の証明書】 預貯金残高証明書 ・取引残高報告書 (評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付 (返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 固定資産評価証明書 (評価額のわかるもの)
IV IとIIを組み合わせる場合	万円	Iの金額+IIの金額を積算

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するように記入してください。

I～IIIのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。
※次ページから詳細説明

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません (例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
※詳細 (記入例等) については、ホームページをご参照ください。(URL及びQRは裏面参照)

当該人物 (連帯保証人もしくは保証人) が全ての項目を記載してください。

「資産等に関する証明書類」一覧 (コピー可、マイナンバー記載のないもの)
※返還保証書の裏面に証明書に関する注意事項を掲載しております

- I. 給与所得者の場合
- 源泉徴収票 (I-1で詳しく説明)
 - 確定申告書 (控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-①で詳しく説明)
 - ※電子申告を行った場合は、確定申告書に受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
 - 課税証明書・所得証明書 (I-3-①で詳しく説明)
 - 年金振込通知書 または 年金額決定通知書
 - 年収見込証明書

- I. 給与所得者以外の場合 (給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める)
(自営業、兼業農家等)
- 確定申告書 (控) [税務署の受付印があるもの] (I-2-②で詳しく説明)
 - ※電子申告を行った場合は、確定申告書に受信通知又は即時通知の写し等を併せて添付
 - 課税証明書・所得証明書 (I-3-②で詳しく説明)

- II. 預貯金額
- 預貯金残高証明書 [残高合計額の方かるもの]、取引残高報告書 [評価額の方かるもの]
- II. 不動産 (評価額等) (II-2、II-3で詳しく説明)
- 固定資産評価証明書等 [該当者が資産の所有者であることが確認でき、評価額の方かるもの]
 - 登記事項証明書 (全部事項証明書) [固定資産評価証明書に併せて提出が必要。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合 (共有名義の場合) が明記されている場合は提出不要]

- ※1 当人の名義であることが明記されているものでなければなりません。日本語表記ではないものは和訳を添付し、返還保証書作成時点の日本円に換算した為替レート表を添付してください。
- ※2 I に関する各種証明書は取得できる直近のものを添付してください。
- ※3 確定申告書電子申告の場合、税務署が受理したことを確認するため「受付日時」「受付番号」の記載がある受信通知写し等の添付が必要です。
- ※4 II に関する各種証明書は返還誓約書に印字された誓約日 (返還誓約書を提出後の場合は記入日) の3か月前以降に発行されたものを添付してください。